

俱知安町第 2 次雪対策基本計画

平成 25 年 12 月

俱 知 安 町

倶知安町第2次雪対策基本計画

目 次

1章 計画の趣旨	
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
2章 倶知安町の概要	
1. 倶知安町の概要	2
2. 倶知安町の気候と積雪.....	2
3. 倶知安町の人口	3
3章 計画策定の背景と課題	
1. 雪対策を取り巻く社会状況.....	4
2. 上位計画及び関連計画.....	5
3. 第5次総合計画策定時のアンケートに見る町民の雪に関する意向.....	9
4. 雪対策に関する課題	11
4章 計画の目標と基本方針体系図	12
5章 雪対策の基本方針	
1. 雪に強い安全安心なまちづくり.....	14
2. 雪に強いまちづくり	18
3. 雪害対策の推進	21
4. 雪と共生する冬の暮らしの促進.....	22
5. 多様な主体とのパートナーシップによる雪対策の推進.....	24
6. 雪の恵みを活かした取り組みの推進.....	26
7. 雪対策を支える情報発信の充実.....	27
■基本方針の展開図	28

1章 計画の趣旨

1. 計画の趣旨

本町の雪対策においては、今後のさらなる人口減少や少子高齢化の進展、町民のライフスタイルの変化による多様な町民ニーズへの対応、さらには豪雪のほか震災等の災害への対応など、さまざまな課題を抱えている。

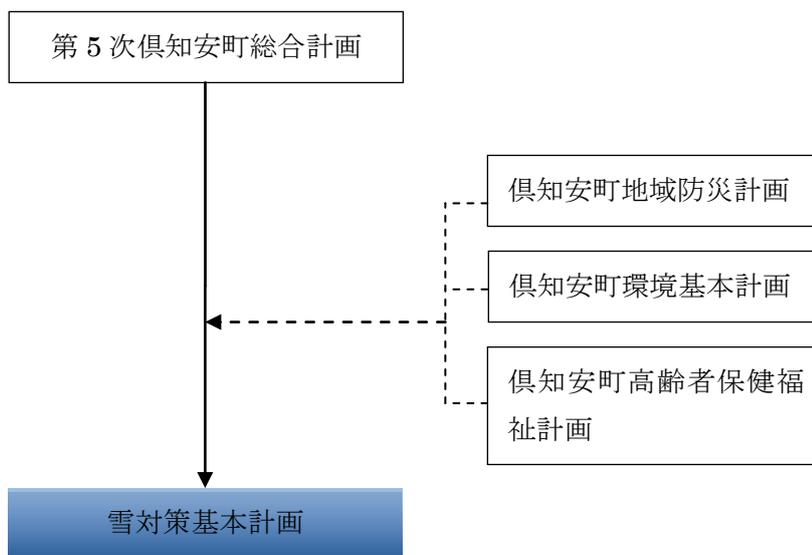
このような中、本町では平成 15 年に「倶知安町雪対策基本計画（平成 15～24 年）」を策定し、雪対策に取り組んできた。

このたびの計画期間の満了に伴い、「倶知安町第 2 次雪対策基本計画」を策定した。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「第 5 次倶知安町総合計画」の考え方を受け、策定するものである。

また、倶知安町防災計画や倶知安町環境基本計画、倶知安町高齢者保健福祉計画などの関連計画との連動性も考慮して策定するものである。



3. 計画期間

平成 25 年度～平成 34 年度の 10 年間とする。また、今後の社会経済情勢などの変化や施策の進捗状況などにより、必要に応じて適切に見直しを行うこととする。

2章 倶知安町の概要

1. 倶知安町の概要

本町は、北海道の中央西部、後志地方の中央に位置し、北は仁木町、北東は赤井川村、東は京極町、南は羊蹄山頂を境として喜茂別町、真狩村、ニセコ町、西は蘭越町、北西は共和町に接している。

町域は、東西 25.1km・南北 21.8km、総面積 261.24km² で、北部の台地を蛇行する倶登山川およびポントサン川流域に広い沖積地が展開している。

南に羊蹄山がそびえ、山麓を曲流する尻別川沿いには河岸段丘が発達、畑作地を形成している。

町域の 26%は山林、農地は 18%となっている。(平成 23 年度固定資産概要調書)

2. 倶知安町の気候と積雪

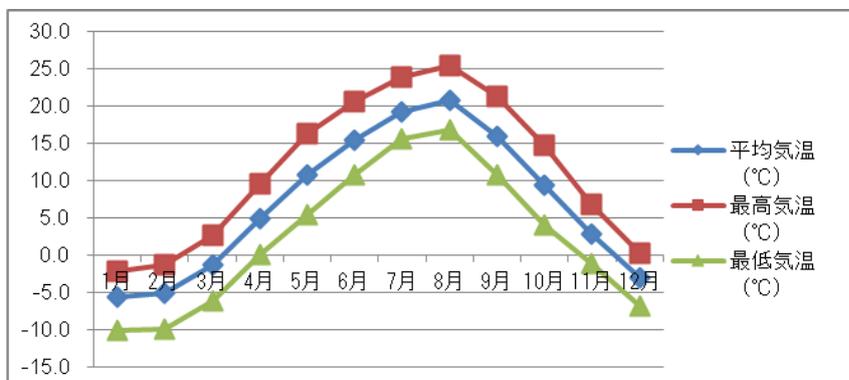
本町の気候は、北海道気候区の日本海側後志火山地域に属し、積雪が多く、特別豪雪地帯の指定を受けている。

また、雪を除くと全体では夏涼しく、カラリとした気候状況である。

本町は、盆地地形のための最低気温は 1 月の -10.7℃、最高気温は 8 月の 25.2℃で、寒暖差が 35.9℃と大きい。

さらに、冬季の積雪が深く 2m を超えることも多くある。最大積雪深は 1970 年に記録した 312cm で、大きな被害をもたらした。

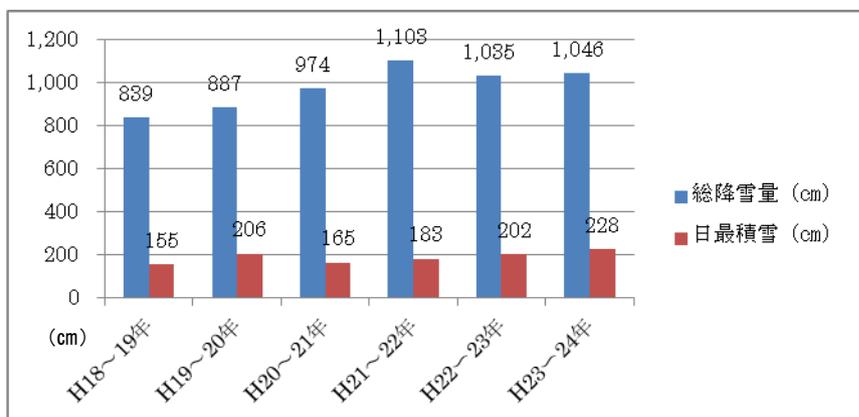
■ 倶知安町の気温のグラフ



統計期間：1981～2010 年

出典：気象庁気象統計情報

■ 倶知安町の積雪と降雪のグラフ



出典：気象庁気象統計情報

3. 俱知安町の人口

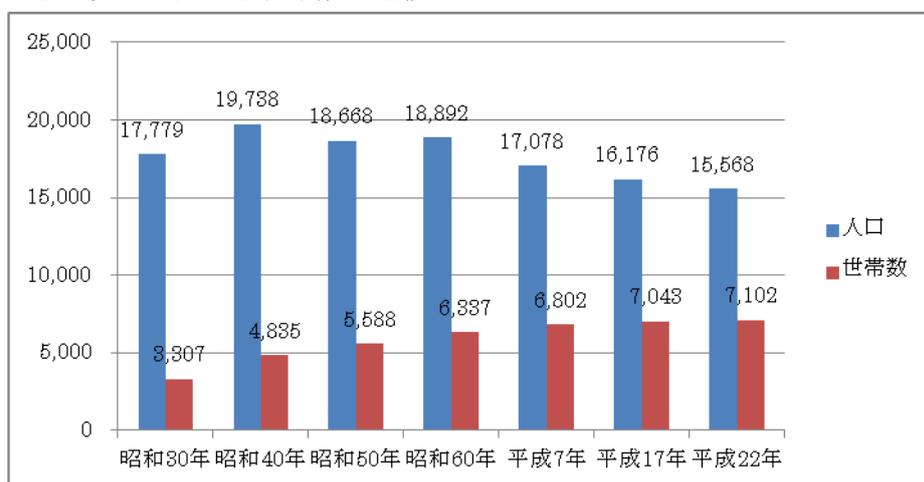
本町は後志地方の中心都市として発展してきたが、国勢調査によると昭和40年の19,738人をピークに以降減少傾向となっており、平成22年の国勢調査では15,568人となっている。

世帯数は、人口減少が進んでいるにもかかわらず、核家族化に伴い増加傾向にあり、人口ピーク時の昭和40年の4,835世帯が、平成22年では7,102世帯と1.47倍に増加している。

一世帯当たり人員は、昭和60年以降は3人を割り込んでおり、平成22年で約2.2人と核家族化現象が着実に進行している。

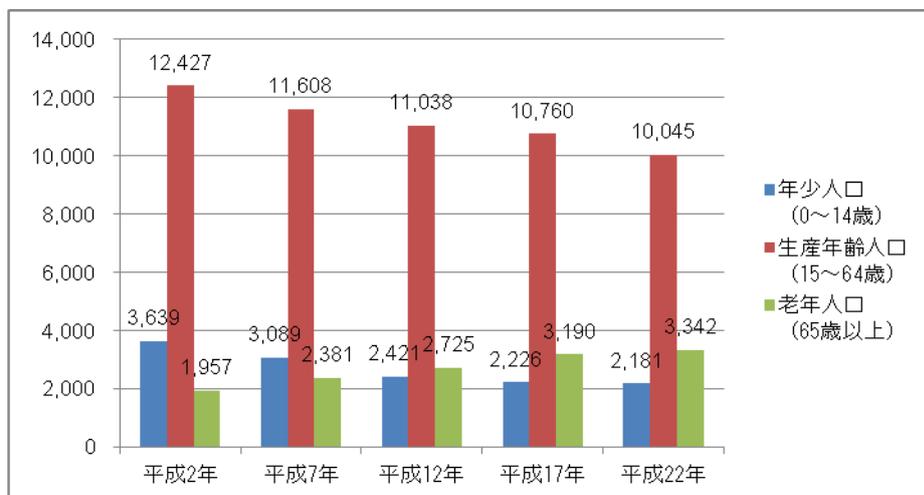
年齢別人口をみると、15歳未満の幼少年人口の減少が目立ち、平成12年には65歳以上の高齢人口が幼少年人口を初めて上回り、少子高齢化が着実に進行し、特に少子化の傾向が強くなっている。

■ 俱知安町の人口と世帯数の推移



出典：国勢調査

■ 俱知安町の年代別人口



出典：国勢調査

3章 計画策定の背景と課題

1. 雪対策を取り巻く社会的状況

●人口減少・少子高齢化の進展に伴う地域力の低下

わが国の社会・経済は、人口減少・少子高齢化が進展しており、地域コミュニティの希薄化などが危惧されている。

本町でも、高齢化に伴い地域コミュニティなど地域力の低下が危惧される。

●安全・安心に対する意識の高まり

平成23年3月11日発生の東日本大震災の影響など、日常生活の安全・安心に対する不安が増大している。

冬期間の安全な暮らしの実現、雪害に備えることはもちろん豪雪時の災害の発生なども考慮することが求められる。

●地球温暖化の対策

地球温暖化問題の深刻化や、地方分権・地域主権に向けた改革など取り組むべきさまざまな課題を抱えており、これまで国の発展を支えてきたシステムの大幅な見直しが求められている。雪対策においても地球温暖化に配慮し、二酸化炭素の排出に配慮した除排雪や雪氷の有効活用などに配慮することが求められる。

●まちづくり

北海道新幹線の延伸が決定され、新幹線駅が計画されている倶知安町においては、倶知安駅が、本町やその周辺地域の玄関口となる事を考慮し、新幹線の開業に合わせたまちづくりが求められる。

北海道横断道（黒松内—余市間）建設方針が決定されたため、ICの出入り口の除排雪が重要になってくるなど、交通体系の変化を見込んだ計画づくりが求められる。

本町においては、雪を本町の地域資源と捉えて積極的に活用することが求められる。

●リゾートエリアにおける雪対策

冬季の本町には、毎年国内外から多くのスキー観光客が訪れ、ハイシーズンのひらふエリアでは降雪状況によってバス停周りの除排雪が追い付かず、観光客が道路でバスを待っているという危険な状況が見られる。また、コンドミニアム等が多く立ち並ぶエリアでは排雪場所の不足や、屋根からの落雪などを含めた建物の管理方法の課題が見られる。これからも更に観光客増加が見込まれる中、リゾートエリアにおけるきめ細やかな雪対策が求められる。

●雪処理に対する財政負担の増加

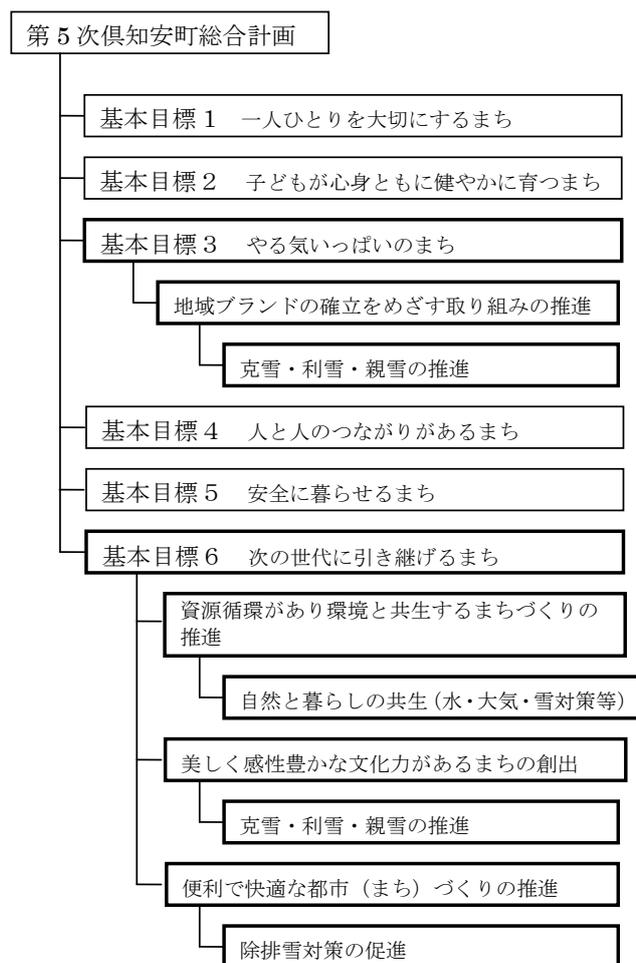
平年より大幅に上回る豪雪（大雪）により、生活道路の確保等が著しく困難となり、雪国の生活は大きな混乱に陥っている。そのため大雪は災害対策という認識のもと緊急体制の中で町民の安全及び道路交通を確保するための除雪・排雪活動等の雪対策に全力を挙げて取り組んでいる。

しかしながら厳しい地方財政状況の中、除雪・排雪活動等のための経費が当初の想定を遙かに超え、緊急的な補正予算の編成となり、本町の財政状況のみで対応できる限度を超え、財政的に大きな困難に直面していることから、雪に強い快適で安全な雪国の地域づくりのための財政支援を国に強く求めていく必要がある。

2. 上位計画および関連計画

(1) 第5次倶知安町総合計画（H22~H31）

除雪などに関連する事項として、「やる気いっぱいのまち」を実現するための個別目標、「地域ブランドの確立をめざす取り組みの推進」の主な施策として「克雪・利雪・親雪の推進」、「次の世代に引き継げるまち」を実現するため個別目標、「資源循環があり環境と共生するまちづくりの推進」の主な施策として「自然と暮らしの共生（水・大気・雪対策等）」、「美しく感性豊かな文化力があるまちの創出」の主な施策として「克雪・利雪・親雪の推進」、「便利で快適な都市（まち）づくりの推進」の主な施策として「除排雪対策の促進」があげられている。



(2) 倶知安町地域防災計画（H22年3月策定）

倶知安町地域防災計画の第2章「災害予防計画編」第3節「個別災害の予防」第2項「雪害の予防」において示されている。

本町は、北海道内においても有数の豪雪地域である。積雪による道路交通状況の悪化は町民の生活へ及ぼす影響が大きく、また、災害発生時における緊急車両の通行にも支障があることも考えられる。

町および関係機関は、冬季間において適宜道路の除排雪を実施し、良好な道路交通の確保を図ると共に、異常降雪により道路交通の状況が悪化し、またはそのおそれがあるときは、道路交通の確保のため速やかに除排雪を実施する。その他、異常降雪に対処するための予防

対策はこの計画の定めるところによる。

①道路除排雪体制

除排雪機械の整備点検と除排雪体制の確立について

②除雪実施責任者

国道、道道、町道の対象路線や除雪目標について

③排雪

排雪対象路線と、雪捨て場について

俱知安町地域防災計画の第3章「応急対策編」第6節「個別災害対策」第2項「雪害対策計画」において示されている。

本町は、異常降雪、吹雪等による災害が発生または発生するおそれがあるときは、迅速的確な除雪体制を確保し、道路交通の確保に努めると共に、降雪により予想される消防活動への支障、孤立地域の発生等に対して、迅速に応急対策活動を行う。

①活動体制

町は、異常降雪、吹雪等により、雪崩や吹雪等による道路交通の遮断による孤立地域の発生等、雪害の発生または発生するおそれがあるときは、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第1章総則編 第3節防災組織 第2項災害対策本部」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

②情報通信

雪害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集および通信等は、「第3章応急対策編 第1節応急活動体制の確立 第2項災害情報の通信・伝達」により実施する。

③災害広報

雪害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町民等に対して行う災害広報は、「第3章応急対策編 第1節応急活動体制の確立 第3項災害時広報活動」の定めるところによるほか、次により実施する。

1) 町民等への広報

報道機関、広報車、掲示板等により次の事項についての広報を実施する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 雪害の情報（孤立区域、雪崩発生区域等）2. 避難の必要性等、地域に与える影響
 避難場所等について
 交通通信状況
 火災発生の状況3. 医療機関等の情報4. 関係機関の応急対策に関する情報5. 電気等ライフラインの状況
 その他必要な事項
 食料供給の状況 |
|---|

④交通規制

倶知安警察署および各道路管理者は、雪害による交通の混乱を避けるため、「第3章応急対策編 第4節交通・輸送 第2項交通応急対策」の定めるところにより交通規制を実施する。

⑤避難措置

雪害発生時において、町民の生命・身体に危険がおよぶことが予想されるときは、「第3章応急対策編 第3節避難・救助・医療 第1項避難の実施」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

倶知安警察署は、雪害により町民の生命身体に危険がおよぶことが予想されるときは、自主避難を薦めると共に、急を要するときで、町長が避難の指示ができないと認めるとき、または町長から要請があったときは、町民に対し避難を指示し、誘導する。

⑥積雪時の消防対策

異常降雪または吹きだまり等により、消防車両の通行が停止または停止するおそれがある場合、除雪車を緊急出動させ、緊急車両の通行を助けるなどについて。

⑦ライフライン施設の応急対策

町や電力会社、JR などそれぞれの応急対策について。

⑧道路交通の確保

国道や道道、町道、排雪対象路線のそれぞれの交通の確保について。

⑨雪崩警戒対策

道路斜面、鉄道施設、山岳斜面・スキー場など、それぞれの雪崩警戒対策について。

⑩孤立地域に対する対策

孤立地域の食料の供給、輸送対策、医療助産、応急教育について。

(3) 倶知安町環境基本計画 (H18~H37)

倶知安町環境基本計画の第3章「基本理念を実現する計画の目標と施策の体系」第5節「課題と課題解決の施策及び環境配慮行動指針」において示されている。

1 循環：循環による地域環境への負荷の低減

(1) 自然の循環

3) 雪の循環機能の保全【目標実現に向けた課題】

本町は、町全域の降雪量を計算すると全道第2位の豪雪地となっている。近年は産業面でも生活面でも雪の資源性を活用する傾向が見られるが、自然の循環にとっても雪は水循環の中で不可欠の自然資源である。この雪の循環機能を守ることが課題となる。課題解決に向けて、2つの施策を行う。

- ・豊かな水源資源をもたらす山間多雪地域の浸透・貯水機能を維持する
- ・除排雪による河川水の汚濁・汚染を防ぎ、水系生態系を保全する

3 共生：自然とくらしの共生

(2) 雪環境との共生

雪とくらしの共生は、その関係のあり方で、克雪、利雪、親雪の3つがある。いずれも、雪環境の多様な資源性を受け入れる、柔軟なライフスタイルが求められる課題であ

る。雪環境と共生できるくらしの多様な価値観を目指す。

- 1) 克雪＝人と環境にやさしい除排雪の推進
- 2) 利雪＝雪氷冷熱エネルギーの利用
- 3) 親雪＝冬の外出・冬のレクの活性化

(4) 第5期倶知安町高齢者保健福祉計画（H24～H26）

第5期倶知安町高齢者保健福祉計画の第4章「高齢者の施策の展開」4-4「住み慣れた地域で安心して住み続けるために」（2）「福祉サービスの充実」において示されている。

9) 除雪ヘルパー派遣事業

対 象	高齢や心身の障害などのため住宅周辺の除雪作業が困難な世帯
目 的	除雪が困難な高齢者世帯・身体障害者世帯等に対し、除雪ヘルパーを派遣することにより、冬期間における住民の安全の確保と福祉の向上を図る。
内 容	高齢や心身の障害などのため住宅周辺の除雪作業が困難な家庭に、除雪ヘルパーを派遣し除雪を行う。

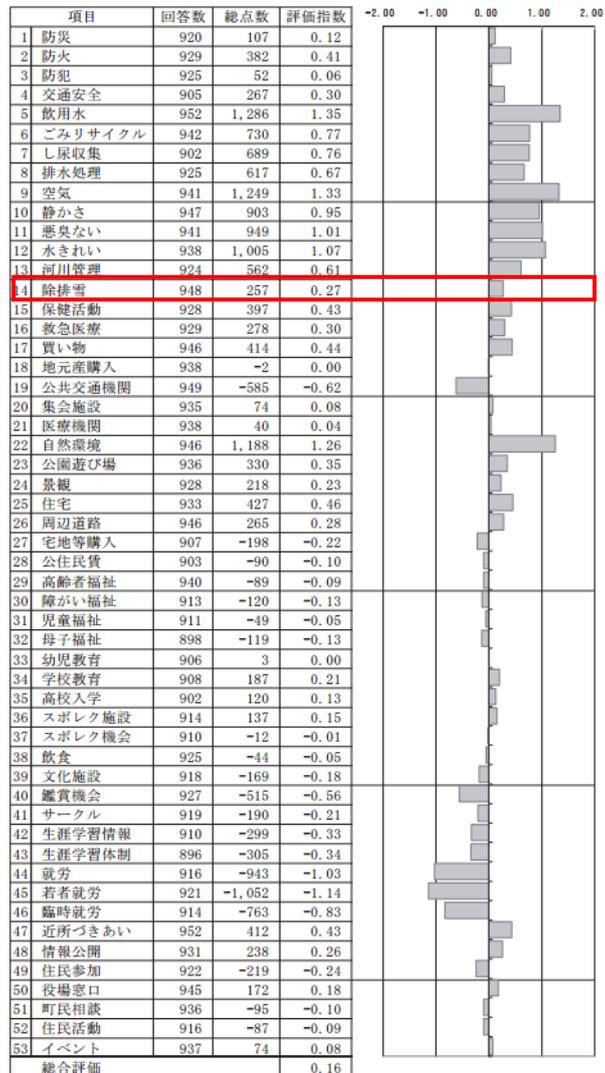
3. 第5次総合計画策定時のアンケートに見る町民の雪に関する意向

第5次総合計画策定時のまちづくり町民アンケートにおいて除排雪は以下の通りになっている。

(1) 生活環境に関わる項目の評価

除排雪の評価指数は、0.27（回答数 948 総点数 257）となっている。

【生活環境評価】



出典：第5次俱知安町総合
計画 基本構想編 P51

評価指数が最も高い項目 飲用水：1.35

評価指数が最も低い項目 若者就労：-1.14

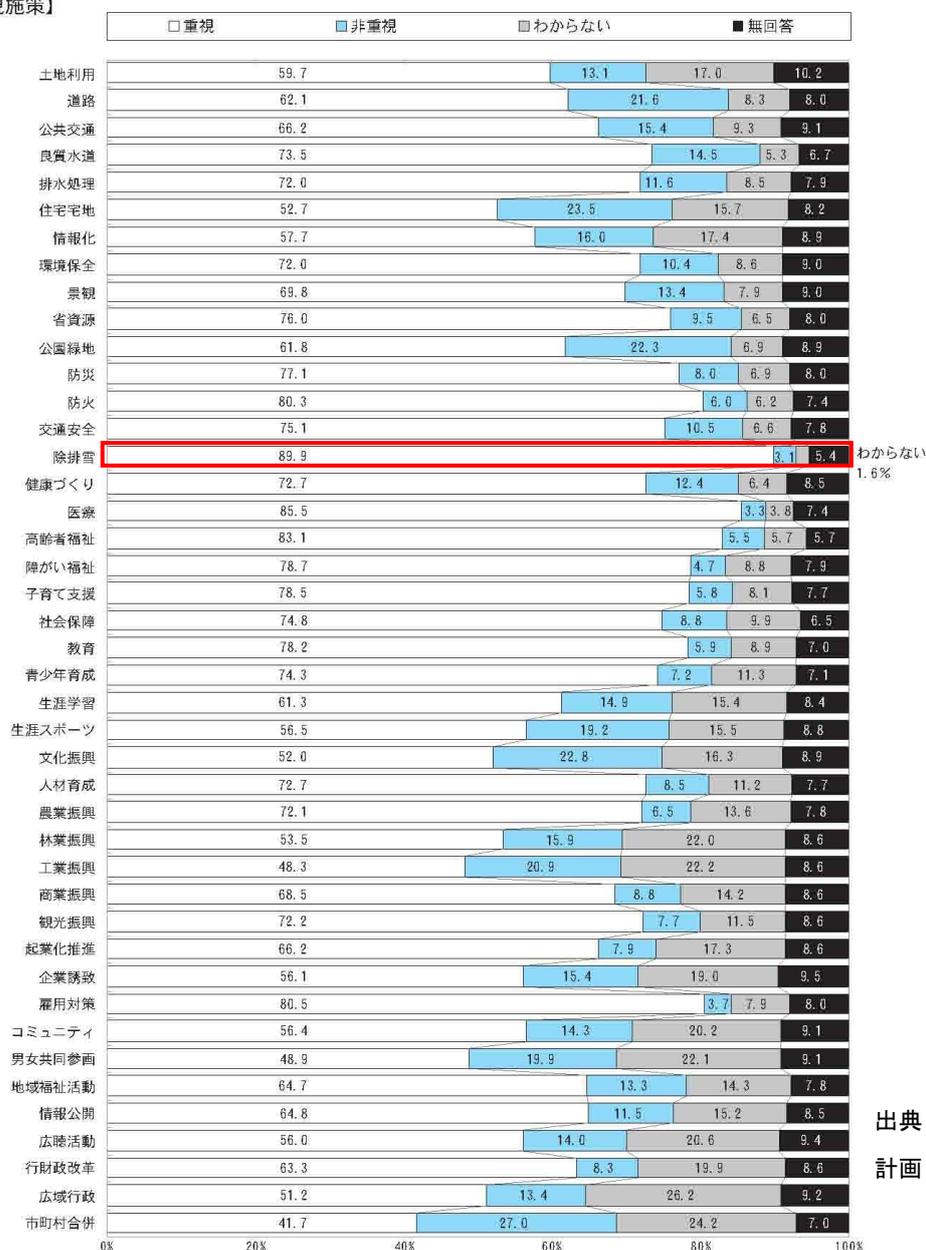
除排雪の評価指数に近い項目としては、周辺道路:0.28、交通安全:0.30 などがある

(2) 施策の重視

「今後、町がどのような施策を重視していくと良いかと思いませんか」という問いで、「除排雪」が89.9%と最も高くなっており、重視すべき施策の1位にあげられている。

重視施策			
①除排雪	89.9%	⑨防災	77.1%
②医療	85.5%	⑩省資源	76.0%
③高齢者福祉	83.1%	⑪交通安全	75.1%
④雇用対策	80.5%	⑫社会保障	74.8%
⑤防火	80.3%	⑬青少年育成	74.3%
⑥障がい福祉	78.7%	⑭良質水道	73.5%
⑦子育て支援	78.5%	⑮健康づくり	72.7%
⑧教育	78.2%	⑯人材育成	72.7%
		⑰観光振興	72.2%
		⑱農業振興	72.1%
		⑲排水処理	72.0%
		⑳環境保全	72.0%
		㉑景観	69.8%
		㉒商業振興	68.5%
		㉓公共交通	66.2%
		㉔起業化推進	66.2%

【重視施策】



出典：第5次俱知安町総合
計画 基本構想編 P54

4. 雪対策に関する課題

社会的状況、関連計画、町民の雪に対する意向などから、本町では、雪対策に関する課題として以下のことがあげられる。

- 安全・安心な冬の暮らし

町民の安全・安心な冬の暮らしのために、質の高い除雪を推進

- 人口の減少・高齢化に伴う課題

高齢者や障がい者の住まいの屋根の雪下ろしなどの支援が必要

人口の減少などにより空き家が増加し始めており、空き家の屋根の雪下ろしが課題

- 除雪体制関連の課題

町の公共施設に関する除排雪予算の一元化や管理の一元化が求められている

オペレーターの高齢化への対応が必要

建設事業の減少に伴うダンプなどの除雪機械の不足、機械の更新が必要

- 雪たい積場の課題

袋小路や道路幅が狭い路線について、一時的な雪のたい積場の確保が必要

- 雪の活用の推進

雪は、本町の地域資源として捉えることもできる一方で、その活用が進んでいない。雪氷熱エネルギーの活用などが求められている

- 除排雪時の環境への配慮

市街地に近い排雪場所を確保するなどエネルギーをかけない除排雪

河川の汚濁・汚染への配慮が必要

- リゾートエリアの除雪のあり方

広がるリゾートエリアの除雪エリア拡大への対応が必要

非居住地区について、私道除雪補助金の基準の見直しが必要

ペンション街周辺の雪たい積場の不足対応が求められている

排雪の回数を増やすなどの対策が必要

コンドミニアムや別荘などの建物管理と落雪対策が必要

- 非居住地域の除雪のあり方

非居住地域については、道路除雪の制限が必要

- 雪処理に対する財政負担等の確保

大雪における除排雪活動のための人的・除雪車両の貸付及び財政支援が必要

4章 計画の目標と基本方針体系図

全体目標： 雪に強い快適な生活環境づくり
 ～克雪・利雪・親雪の推進～

目標	施策の内容
<p>1 雪に強い安全安心なまちづくり</p>	<p>1) 冬期間の安全性と円滑な交通の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ①車道の除排雪 ②除雪基準／排雪基準 ③交差点の見通し確保 ④通学路の除排雪の充実 ⑤リゾートエリアの除排雪 <p>2) 流雪溝の活用</p> <p>3) 道路除排雪の雪たい積場の確保</p> <p>4) 凍結路面对策</p>
<p>2 雪に強いまちづくり</p>	<p>1) 冬期間の快適な歩行空間の実現（冬のバリアフリー）</p> <p>2) 雪に強い街区ルールの形成</p> <p>3) くっちゃん型住宅のすすめ</p> <p>4) 除雪しやすい道路構造</p> <p>5) 敷地内の雪スペースの確保・雪よせ場の確保</p> <p>6) 家庭用融雪施設の支援</p> <p>7) 除排雪に関する体制の構築と人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①効果的な除排雪の構築 ②除排雪機械の整備、充実 ③除排雪に関わる人材の育成 <p>8) 廃屋・空き家対策</p> <p>9) 消防機関との連携による防災体制の強化</p>
<p>3 雪害対策の推進</p>	<p>1) 豪雪時などにおける体制の強化</p> <p>2) 冬期間の避難場所・避難経路の確保</p> <p>3) 吹きだまり対策の促進</p> <p>4) 地吹雪発生時による通行止め</p> <p>5) ライフライン施設の確保等</p>

<p>4 雪と共生する冬の暮らしの促進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 環境にやさしい融雪システムの導入 2) 雪を学ぶ・知る機会の充実 3) 雪を楽しむイベントの促進 4) ウィンタースポーツの活性化 5) 雪をテーマとした倶知安町らしい芸術文化の振興 6) 冬の健康づくりの推進
<p>5 多様な主体とのパートナーシップによる雪対策の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 除雪ヘルパー等の充実 2) 地域ぐるみの除排雪の促進 3) 災害時住民支え合いマップ 4) パートナーシップによる除排雪の充実 5) 高齢者・障がい者等への雪処理支援 6) 冬期間のマナー啓発
<p>6 雪の恵みを活かした取り組みの推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 雪氷熱エネルギーを活用した倶知安町の産業振興 2) 雪を活かした交流機会の創出 <ol style="list-style-type: none"> ①除排雪の先進地としての交流（シンポジウム・研修会） ②除雪ツアーの受入 3) 雪国らしい地域特産品の開発 4) 観光資源としての雪の活用
<p>7 雪対策を支える情報発信の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 関係機関と連携した除雪や路面状況の情報発信 2) 冬の暮らしの PR

5章 雪対策の基本方針

1. 雪に強い安全安心なまちづくり

1) 冬期間の安全性と円滑な交通の確保

①車道の除排雪

国道・道道を除く、町道約 157 kmの除排雪を、効率よく高レベルで遂行できるよう除雪計画に基づき推進する。さらに、国・道との連携を密にして除排雪体制の確立を図る。

②除雪基準／排雪基準

除雪及び排雪等の基準は以下のとおりとする。

ア 新雪除雪

内容：新雪除雪は、通常の場合、降雪後最初に行われる除雪作業であり降雪が硬く固結する前に路面から路側へ排除する。一般的に午前 8 時までの作業終了を目標とする。

出動基準：次のような場合に出動する。地域によって降雪・積雪状況に差があるため、短時間で効果的にパトロールを行うと共に、気象レーダー等の観測値を活用するなど降雪の予測にも努める。

- (a) 午前 3 時 30 分の時点で連続降雪により積雪が 10 cmあったとき、又は積雪が予想され除雪作業が必要なとき。
- (b) (a)の出動基準に満たない降雪日が連続し、車両等の通行に著しい影響を与えるとき、または予想される時。
- (c) 強風等により路面に著しい吹き溜まりを生じたとき、または予想される時。
- (d) 国道除雪、道道除雪等により、交差点等に段差を生じた場合。

留意事項：安全対策のため、次の事項に留意し作業を行う。

- (a) 極端な降雪や強風により視界の確保ができない場合は、作業を一時中止する。
- (b) 交差点では巻き込みを行うなどして段差、不陸のないようにする。

イ 路面整正

内容：除雪ドーザにより圧雪部、わだち、氷盤等を切削し、不陸部分の雪を路側部に除去し、平坦に仕上げる。

出動基準：気象条件だけでなく、社会的・経済的要因による交通量の増加等予防的な場合を考慮して出動する。

- (a) 路面の圧雪部分が施工管理基準を超える場合。
- (b) 気温差が大きいため、融解、凍結が繰り返されたとき。
- (c) 気温が急激に上昇したり、降雨があった場合で路面状況が劣悪になったとき。
- (d) 路線周辺施設の催事等で著しい交通の増加による路面状況の悪化が予想される場合。

ウ 拡幅除雪

内容：車道幅員と堆雪スペースの確保を目的として、ロータリ除雪車、マックレー装置、除雪ドーザ等の組み合わせにより、路肩部分に堆積した雪堤を路外へ投雪する。

出動基準：運搬排雪に準ずる。

エ 歩道除雪

内容：歩行者の円滑な通行を確保するため、一般的に車道と歩道が区分されている歩道部分を小型ロータリ車等で除雪作業を行う。

出動基準：新雪除雪に準ずる。

作業基準：次により作業を実施する。

- (a) 歩道除雪において除雪した雪は、歩道幅員が狭い場合には車道の路側部に堆積し、広い場合は歩道の敷地内に堆積する。
- (b) 歩道除雪完了後に車道除雪により歩道に雪が入ることのないよう事前に車道除雪と時間調整を行う。

留意事項：安全対策のため、次の事項に留意し作業を行う。

- (a) 極端な降雪や強風により視界の確保ができない場合は、作業を停止する。

オ 排雪出動基準

運搬排雪内容：車道幅員と堆雪スペースを確保するため、除雪ドーザ・ロータリ除雪車・除雪グレーダ・ダンプトラック等の組み合わせにより、路肩部分に堆積した雪を堆雪場へ運搬する。

作業時間：作業前後の打合せ時間を含めて 8 時 30 分から 17 時 30 分を標準とする。ただし、終了時刻は作業の進捗状況により変動することがある。

なお、原則として休日作業は行わないものとするが、気象状況等により変動することがある。

出動基準：路線の性格や雪堤の高さなど次のような場合を考慮して出動する。

- (a) 通常除雪による車道走行幅員の確保ができない場合。
- (b) 路側雪堤の平均高さが概ね 1.5m を超える場合。
- (c) たい積場へ通じる路線、バス路線、街路、通学路等の路線

作業基準：歩道のある路線は、縁石から縁石までとし、可能な場合は歩道の雪も排雪する。

また、歩道のない路線は、概ね舗装端から舗装端（電柱から電柱までのように、作業車両が乗入れても特に問題がない部分はその部分を含める。）までとする。

留意事項：安全対策のため、次の事項に留意し作業を行う。

- (a) 運搬ルートを選定は、街路等の比較的幅員が広い路線を優先的に通行するものとする。
- (b) 機械の故障等により作業が続行できなくなった場合、残置する雪は一般交通に妨げにならないよう整理しなければならない。
- (c) 作業終了後、再度パトロールを行い、積み残した雪、街路樹、標識等の異常の有無を確認しなければならない。

③交差点の見通しの確保

雪山が大きくなりがちな道路の交差点部分は、自動車と歩行者にとって見通しが悪く、交通渋滞も発生しやすくなる。そのため、雪山除去の強化により、交差点の視認性を高め、交

通の円滑化と安全性の向上を図る。

④通学路の除排雪の充実

歩道が設置されていない通学路では、除雪された雪がたい雪することで幅員が狭くなり、車の通行により児童・生徒に非常に危険な状況をもたらしている。排雪や拡幅除雪により十分な幅員を確保し、見通しを良くして安全性の確保を図る。

⑤リゾートエリアの除排雪の充実

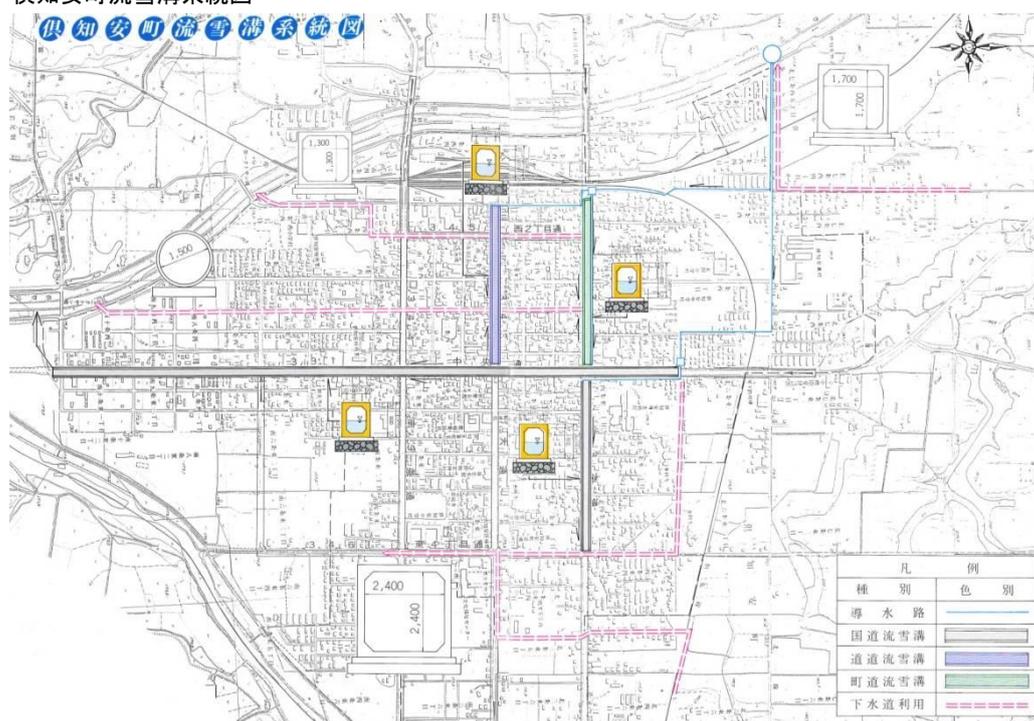
本町のリゾートエリアには毎冬多くの観光客が国内をはじめ世界各国から訪れる。ペンションや別荘も多く立ち並び、他地区に比べて建築物も密集しているため、排雪場所や道路幅の確保が課題となっている。特にハイシーズンには観光客の安全を確保するため、よりきめ細やかな除雪体制を整える必要がある。これには、リゾートエリアの事業者や居住者との協力体制を確立しながら取り組んでいく。

2) 流雪溝の活用

流雪溝は、地域の雪処理に有効な手段の一つである。町内には、国道5号線・276号線、道道俱知安停車場線、町道北3条西通と4路線4系統約7kmの流雪溝が整備されており、ほかに都市下水路に投雪口を設けて利用しているものが5路線約4.3kmある。

流雪溝は昭和53年度に設置され、昭和62年に整備拡大された。そのため、経年による老朽化が目立ち、町は国と道と連携しながら再整備に向けた取り組みが必要になっている。また、利用者の高齢化に伴い、跳ね上げ式の蓋を簡単に開けられるものに随時交換を行っていくと共に、流雪溝監視システムの整備や、凍結や閉塞による利用停止などを避けるため、尻別川の河床土砂撤去や国道5号の流雪溝排水口改修及び24時間利用可能な施設整備の充実を講じていく。

俱知安町流雪溝系統図



管理室の事例（旭川市）



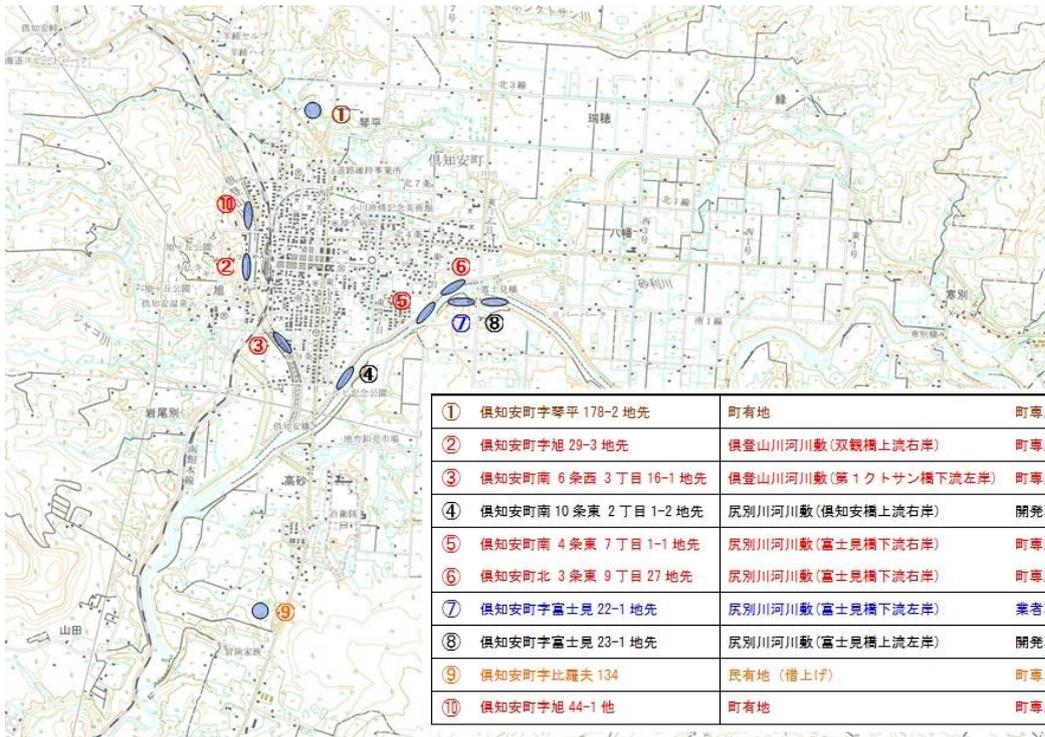
管理室の事例（旭川市）



3) 道路除排雪の雪たい積場の確保（効率と環境）

行政が行う幹線道路の排雪をはじめ、今後、町内会の行う排雪の拡大、個人負担で民間業者に依頼する排雪などの需要が高まることが予想されるため、雪たい積場の確保、充実を図る。また、効率的に排雪作業を行う為、工区や幹線等の作業区域に近い場所に、雪たい積場をできる限り設置する。

たい積場位置図



4) 凍結路面对策

車道の急な坂道や交差点、横断歩道部の凍結路面对策として、細かい砂利、砂または融雪剤を散布し、路面等の摩擦抵抗を増加させ、滑りにくい路面状況を確認するもので、安全な車両の発進・停止や横断歩道部における歩行者の転倒事故防止を図る。

2. 雪に強いまちづくり

1) 冬期間の快適な歩行空間の実現（冬のバリアフリー）

冬期間の歩道は、降雪や車道除雪によるたい雪でその機能が損なわれがちである。歩行者の安全を確保するため、高齢者や障害者にも配慮し、段差のない歩道除雪を強化し、歩行環境の向上を図る。特に、多くの町民が利用する道道俱知安停車場線（通称：駅前通り）に整備されているロードヒーティングが間口の軒先地権者による電気料全額負担のため、利用電気料が高く使用していないところがあり、使用されている箇所との段差ができ歩行環境が悪い状況にあるため、地域で支え合う新たな仕組みを模索し歩行空間の環境を良くしていく。



駅前通り歩道

2) 雪に強い街区ルールの形成

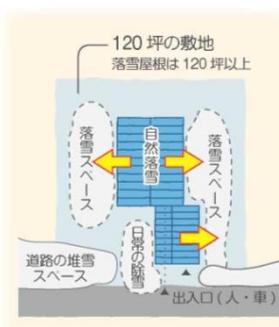
宅地等の開発事業に当たっては、除雪やたい積スペースを考慮した道路配置、道路幅員、公園やオープンスペースの配置など、冬期の気象状況に対応した街区ルールを形成する。

また、建物に置いては、新築や増改築の際に、敷地に対する建物の配置、玄関の向きなどを工夫することで除雪の負担を軽減できる。屋根についても、屋根雪対策として道路交通への支障や隣地への落雪などの迷惑を及ぼさないよう、敷地内における雪たい積場所の確保などを指導していく。既存の建物についても、所有者又は居住者自ら管理を徹底して頂くと共に、町の道路パトロールや町民からの情報提供を踏まえ、屋根から道路等への落雪について、注意や指導を呼び掛けていく。

3) くっちゃん型住宅のすすめ

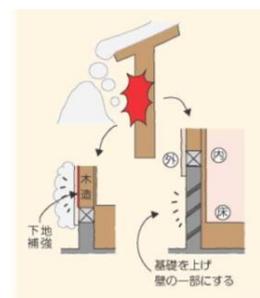
①敷地の雪処理

住宅の計画にあたっては、住宅周りの雪処理のための労力が少なくなるようにし、住宅周りの雪は出来る限り敷地内で処理（たい雪）できるように敷地の規模及び住宅の配置、屋根の形状に配慮する。



②雪処理を低減する工夫

屋根からの落雪塊により損傷や変形をおこさないため、外壁には強度のある素材を使用する。または、庇を大きく出したり、コンクリートやブロックの壁を設置するなど落雪塊を外壁に直接ぶつからないようにする。



積雪により玄関や窓などが雪に埋もれる等の雪障害の低減を図るため床高さを設定する。

玄関や窓などの開口部は落雪方向に設置しないようにし、一部雁木や庇を設けたり、外壁の1階部分の壁を2階の壁よりセットバックしたりして直接雪がかからないようにする。



③屋根の形

屋根は、雪が自然に落雪する屋根を基本とする。敷地規模や形状、隣地との距離などによって、無落雪又は一部無落雪（併用屋根）を選択する。

④セミパブリックスペース（+α的空間）の確保への配慮

玄関までのアプローチに風除室又は雁木や庇を設けることで外部（玄関ポーチ）と内部（玄関）の中間的な空間として、日常的に利用する動線の集約とする。

居間や食堂、ベランダなどは屋根をかけることにより、夏季は外部空間として、冬季は建具を設置して半屋外空間として、季節毎の利用が可能になる。

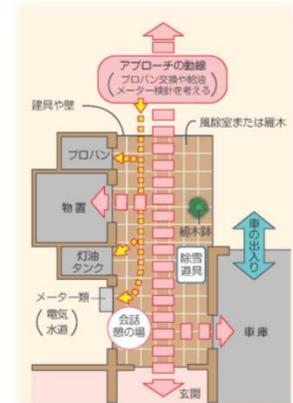
収納・作業スペースをつくる事で、季節毎の道具の収納スペースや日曜大工用のちょっとした作業スペースになる等、ゆとりのある生活空間の確保になる。

⑤車庫、物置等の確保への配慮

車庫や物置等の附属建築物は、住宅に組み込むか玄関やアプローチからの動線を考慮し一体的な造りになるようにする。

⑥付属物などの配置への配慮

灯油タンクなどの付属物は、雪に埋もれないよう建物に組み込むか一体的な造りになるようにする。



※ユーティリティ(U/T): 住宅などで洗濯機、アイロンなどの作業のための設備をまとめて設置した部屋

4) 除雪しやすい道路構造

冬期除排雪の効率的な作業及び機械除雪の障害とならないよう歩道や道路上の占用物件（看板・電柱・照明柱など）の再配置を検討する。

①電柱や照明灯の背割り線への配置や民地側への配置を検討する。

②電線共同溝の整備を推進する。

5) 敷地内の雪スペースの確保・雪よせ場の確保

町民等の自主的な雪処理を支援するため、町内会などと連携し広く空き地の提供を呼び掛けるなどして、雪よせ場の確保を図ると共に、提供された雪よせ場の効率的な活用を促進す

る為に排雪に関する支援制度の拡充を検討する。

6) 家庭用融雪施設の支援

自己敷地が狭隘な所や住宅地廻りの空き地の減少に伴い、自ら地下水や灯油ボイラーによる融雪槽を設置し、道路に雪を出さないよう取り組んでいる町民がいるが、地下水利用による融雪槽は地下水の枯渇で減少傾向となっており、灯油ボイラーによるものは徐々に増加傾向にある。

本町としても家庭用融雪施設の普及は、道路への雪だし防止や隣人との雪置きトラブル解消、道路除雪の置き雪も一緒に処理して頂くことで生活道路など道路環境の向上につながることから家庭用融雪施設の導入のための支援を講じていく。

7) 除排雪に関する体制の構築と人材の育成

①効果的な除排雪の構築

道路管理者相互や各除雪業者、関連機関の連携により、一体的で整合性のある除排雪を実施し、除排雪を取り巻く環境の改善を図る。また、それぞれの地区に適した除排雪方法を検討し、機械除排雪作業の効率向上に努める。

②除排雪機械の整備、充実

除排雪機械の老朽化と共に、昨今の不景気や夏場の公共事業減少で各除排雪事業者が除雪機械や排雪ダンプを保有するのが困難になってきており、除排雪機械等が減少し作業効率が低下している。この状況を踏まえ、町で除排雪機械を保有し、貸し出す制度を整える等新たな対策の検討を進めていく。

③除排雪に関わる人材の育成

特殊な技術と経験を必要とする重機オペレーターが近年減少してきており、除排雪に関わる大きな問題の一つとなっている。オペレーターの運転技術の向上などを図るための研修や講習会を実施する他、新たなオペレーターの確保に努める。

8) 廃屋・空き家対策

人口減少や高齢者の増加などを背景として、今後廃屋や空き家が増えると想定される。このことで雪の重みによる建物の倒壊、暖気により屋根から一気に落雪することによる道路の閉鎖や通行人等の事故、隣家への被害が懸念される。

また放置された廃屋は、景観を阻害するだけでなく、倒壊や火災、犯罪の誘発などの危険、害虫の発生や落雪被害など地域に暮らす人への不安や観光地である当町に訪れる人への不快感に繋がるため、所有者等への管理指導強化や解体・撤去など適正な管理を促す基本的なルール（条例）を作っていくと共に、「しりべし空き家 BANK（バンク）」の活用等による廃屋化の予防対策を講じていくほか、立地条件が不利等の理由による経済性が乏しい物件については、公園・オープンスペースとしての活用の方策を講じる。



←倉庫倒壊



空き家住宅→

9) 消防機関との連携による防災体制の強化

冬期間は、暖房器具等の火気を使用する機会が多く空気も乾燥しているため、火災発生の確率が高い。また、積雪のために道路が狭くなり緊急車両の到着が遅れたり、消火施設の凍結・埋没など消火活動に影響を及ぼす可能性が高くなる。そこで、火災予防の徹底を図ると共に、積雪時でも迅速に対応できる消防力の強化に努める。

3. 雪害対策の推進

1) 豪雪時などにおける体制の強化

①雪害対策本部の立ち上げ

降雪初めの積雪深が平年（過去30年の平均）の2倍以上となり、それ以降の降雪量・積雪量が増加する見込みであることや、町内の幹線道路における交通状況が悪化する恐れがあると判断される時には、町民生活への影響を最小限にとどめる為、倶知安町地域防災計画第1章「総則編」第3節「防災組織」第2項「災害対策本部」の定めるところにより、雪害対策本部を設置する。

②倶知安町災害対策本部の立ち上げ

雪害対策本部を立ち上げた後、さらに町内全域の主要幹線道路において著しく影響が出ることや、雪崩や吹雪などによる道路交通の遮断による孤立地域の発生など、雪による町民生活への大きな支障が生じる恐れがあると判断される時には、倶知安町災害対策本部を設置する。

2) 冬期間の避難場所・避難経路の確保

冬期間における公共施設などの防災活動拠点施設や避難所周辺の道路交通を確保し、災害時に、町民などが安全で速やかに避難できるよう努める。

3) 吹きだまり対策の促進

冬期間一部の地域で、道路上では吹雪・地吹雪による視界の悪化や吹き溜まりが生じていることから、吹き溜まりのできる地域の円滑な道路交通の確保を目指す。

4) 地吹雪発生時による通行止め

視程障害の恐れのある地吹雪についての情報が得られた時点から、通行止め規制を実施するまでの対策は次のとおりとする。

地吹雪発生による視程障害が予測された場合、除雪所管は待機態勢に入る。その後、直営、

パトロール委託業者に指示を出し事前パトロールを行う。最終的にはパトロールで現地状況を確認した上で、視程障害により通行止め規制が必要であると判断した場合、バリケード及び誘導員を配置し通行止め措置を講じる。ただし、全ての管理道路について同様な態勢をとる事は困難であるため、地吹雪による交通障害が発生した路線を中心に早めに対応する。

また視程障害で除雪ができない場合や立ち往生の車両による除雪作業の遅れが出る場合にも通行止めを行う。併せて一時緊急避難所の開設も状況に応じて設置する。

5) ライフライン施設の確保等

電気通信、電力、ガスおよび上下水道の施設は、住民の日常生活および社会経済活動上欠くことのできないものであることから、電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者および水道事業者（以下「ライフライン事業者」という。）は、降積雪時においてもその機能を確保出来るよう施設の耐雪化等を図って頂くとともに、ライフライン事業者は、被害状況、応急対策の実施状況等の情報を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供して頂けるよう情報連絡体制の強化を図るものとする。

4. 雪と共生する冬の暮らしの促進

1) 環境にやさしい融雪システムの導入

我が国はエネルギーの輸入依存度が高い極めて脆弱な構造を有しており、エネルギー問題は常に安定供給に主眼がおかれ対策が講じられてきたが、地球温暖化等の地球環境問題の顕在化により、環境に対する負荷の軽減という視点が加わり、さらに震災後における原子力発電の見直しの動きもあり、エネルギー問題は新たな局面を迎えている。

このことから地域で利用しているエネルギーについても環境にやさしいエネルギー導入に向けた調査研究を行っていく必要がある。当面考えられるのは、未利用エネルギー（地下水、地中熱、温泉、2次処理水など）を熱源とし有効活用した環境にやさしい融雪システムを調査研究し導入を目指す。

①換気廃熱システムなど新技术を活かした快適な歩行空間

室内の空気を換気する場合、空気だけを入れ替え、空気に含まれる熱を回収して融雪に利用することが可能であり、ビル屋上の雪庇予防などにも利用できる。換気排熱利用融雪は一般住宅やビルなどさまざまな規模で利用可能であるため、本町でも住宅の換気廃熱を活用した駐車スペースへの融雪システムの導入など、効果的な活用が期待できる。

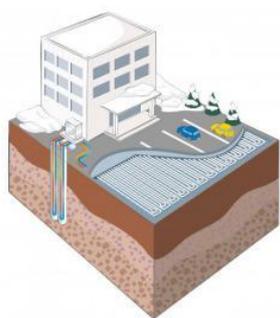
換気廃熱システムによる駐車スペースの融雪（伊藤組土建ホームページより）



②地中熱ヒートポンプ

地下 10m 以深の地中の温度は年間を通してほぼ一定しており、夏は気温より低く、冬は気温より高い。また、地中熱は 15℃ 程度であり、そのままでも融雪などに利用することができ、ヒートポンプの技術により効率よく昇温し、暖房や給湯にも利用することができる。さらに、同じくヒートポンプの技術により冷房に利用することもできる。これらの特徴を利用し、本町でも歩行空間や広場、駐車場等の融雪への活用が期待できる。

地中熱ヒートポンプによる駐車スペースの融雪（サンポットホームページ）



2) 雪を学ぶ・知る機会の充実

本町に住む子どもから高齢者まで、それぞれの年代に合わせた雪について学ぶ・知る機会を充実することで、マイナスなイメージの強い雪をプラスのものと捉えてもらうようにし、雪に強い町民の育成をする。

3) 雪を楽しむイベントの促進

豪雪の倶知安町で育まれた文化・知恵・経験を活かし、子どもから高齢者までの町民が気軽に参加し、観光客も共に楽しめる冬の「雪トピアフェスティバル」や夏の「全道サマークロスカントリースキー in 倶知安大会」、「N I S E K O スノーステージ in くっちゃん」など四季を通じて開催される多彩なイベントを促進する。

毎年 2 月に本町で開催されている雪トピアフェスティバルの様子



4) ウィンタースポーツの活性化

町内では、毎年ウィンタースポーツや冬でも室内で楽しめるスポーツの大会などが開催されている。今後とも、町民が日常生活の中で気軽にウィンタースポーツに親しむ事が出来る機会の充実を図ると共に、冬の健康づくりと連動したウィンタースポーツを推進する。

5) 雪をテーマとした倶知安町らしい芸術文化の振興

雪像製作や雪を題材とした各種催しを企画すると共に、雪が深々と降り積もる様や除雪といった雪国ならではの暮らしをアートな視点で捉え、創造的・独創的な発想によって楽しむまちづくりを推進する。

6) 冬の健康づくりの推進

豪雪地帯である本町では、冬期間雪の影響で外出する機会も減少し、身体の動かす部分も限定的になりがちだが、部屋の中でも出来る簡単な運動や雪はねなどの雪を活用した運動、その他健康づくりについての講習会や勉強会を定期的に開催し、冬期間の町民の健康づくりを推進する。

5. 多様な主体とのパートナーシップによる雪対策の推進

1) 除雪ヘルパー等の充実

高齢者・障害者などの自力での雪処理が困難な町民を支えるため、除雪ヘルパーの増員など町民ボランティアの活性化に繋がる PR を広く行っていくと共に、希望者の受付体制の構築、その活動の支援等、ボランティアが参加しやすい環境づくりに努める。

2) 地域ぐるみの除排雪の促進

それぞれの地域の除排雪の現状や課題について、住民・除雪業者・町が情報を共有して、地域の特性に応じた協働による雪対策の取組みを推進する。町は地域の団体などが、町が行う道路除排雪の水準以上の状態とするために、地域において町民が自主的に行う協働除排雪「地域ぐるみ除排雪」活動を推進し支援する。

3) 災害時住民支え合いマップ

災害の特徴は予告がないことである。いざ災害が発生したとき、頼りになるのは近くにいる人である。どんなに力が強くてもどんなに人数が大勢いても、その場に駆けつけるまでに時間がかかっては期待できない。

特に、地域で暮らす災害時要援護者（障害者や高齢者、外国人等情報の入手や自力での避難が困難で災害対応能力の弱い者をいう。）にとって、事態は緊急かつ深刻である。まさに頼れるのは、「遠くの親戚より近くの他人」である。

そこで災害時において、地域住民に支えあいの地域福祉文化を育む手段として全国で注目されている「住民支え合いマップ」の手法を取り入れた支援方法を関係機関連携して進め、冬期間大雪で公共交通が寸断し孤立地域や集落が発生した際に対応できるようにする。

4) パートナーシップによる除排雪の充実

町民の除排雪に対するニーズの多様化や高齢化に伴い、年々質の高い除排雪が求められている。しかし、近年の本町を取り巻く厳しい財政状況や、高齢化や人口減少に伴い町税収入が将来的にも減少していくことが予想されること、非積雪期の工事が大幅に減少したことにより除排雪従事者や機械が減少している社会情勢の中で、行政だけでこの課題に取り組むには

限度があり、町民や地域の積極的なパートナーシップによる除排雪が求められる。

①雪と汗のひとかき運動

昼間に降雪となった場合、市街地の道路や歩道を除雪することが困難で特に歩道や交差点付は歩きづらく、交差点付近の見通しも悪くなっているときに、町民との協働による除排雪を推進する一環として、交差点などにスコップを置き、地域住民や通行する方々に信号待ちの時間等を利用して雪だまりなどをひとかき除雪してもらう「雪と汗のひとかき運動」を推進する。



※富山県では、主要な交差点やバス停などの歩道に除雪用スコップを設置しており、信号待ちや空いた時間を利用して県民にも除雪に取り組んでもらう活動を行っている。

②パートナーシップモデル地区

パートナーシップによる除排雪を充実するため、モデル地区となる町内会を選出し、その地区と町が生活道路の除排雪費用を互いに負担したり、町が保有している除雪機械を貸与・派遣し、それを地域の方が使用して除排雪作業する。また町内会等が高齢者や障害者など自力で除雪が困難な世帯の玄関先や窓、屋根雪下ろしなどの除雪支援している事業について、ボランティア保険料等の活動費支援を行うなどして、双方に理想的な協働による除排雪を推進する。

5) 高齢者・障害者等への雪処理支援

高齢者・障害者など、雪処理の支援を必要とする方の自宅の間口に、除雪によって置かれた雪は町で処理することや、屋根の雪下ろしの個人負担の軽減などを目標に、地域に排雪場所が少ない地区をモデル地区として選定し排雪サービスを実施するなど、より具体的で充実した高齢者や障害者などへの雪処理支援を検討する。

6) 冬期間のマナー啓発

冬期間の生活環境を向上させるためには、行政だけではなく町民の協力も重要となる。以下の項目を中心に、より効率的な除排雪作業を遂行するため、町民へのマナー啓発を行っていく。

①早朝の除雪作業への理解を深める

朝の通勤・通学時間帯前に除雪を終わらせる為には、除雪作業は早朝に行うこととなる。除雪車の音や振動などに対して町民の理解が必要である。

②間口の雪処理への協力

長い道路を短期間で除雪処理するためには大型機械で道路走行部の雪を路側にかき分ける除雪を実施している。各家の玄関や車庫前などに残った雪の処理については、各家の町民の協力が必要である。

③路上駐車禁止

除雪作業や緊急車両の通行の妨げとなる路上駐車は禁止を呼び掛ける必要がある。

④車道や歩道への雪出しの禁止

交通安全上の支障や除雪の妨げになるため、屋根や駐車場・玄関前などの雪は各家の敷地内で処理するなど、町民の協力が必要である。

6. 雪の恵みを活かした取り組みの推進

1) 雪氷熱エネルギーを活用した倶知安町の産業振興

①農業との連携（雪中野菜など）

豪雪地帯である本町にとって、雪を一つの資源としてとらえ、雪を自然エネルギーとして活用する取組みを促進していく。現在も町の特産品であるじゃがいもや玉ねぎ、大根などを雪室で保存する取組みが一部で実践されており、じゃがいもは糖度が増すなど、その大きな効果が見られている。今後、適正な保存温度や保存期間などのデータを収集し、効果的な農産物の貯蔵及び販売などを推進する。

2) 雪を活かした交流機会の創出

①除排雪の先進地としての交流（シンポジウム・研修会）

除排雪の先進地としての経験を活かし、本町の除雪作業の実態や取組みを、シンポジウムや研修会などで町民や他都市の方々に伝えることで、除排雪への理解を深めることや、除排雪技術の向上、雪害の防止に繋げる。

②除雪ツアーの受入

北海道内において急速に進行している少子高齢化、過疎化によって除排雪の担い手不足が深刻化し地域における相互的機能が年々減退し、維持が困難となっている地域コミュニティを、若い人材が豊富な都市部の人々に対し積極的なボランティア活動を推進し、地方と都市の広域的な人的交流を推進する研究会が札幌市内で発足し、雪はねボランティアツアーが始まった。本町としても町外から受け入れすることにより、町民の意識向上や災害時に緊急的にボランティア受け入れを要するときのコネクションとなるため、受け入れ体制の整備及び充実を図る。



除雪ボランティアツアー

H25.3.10 琴和町内会 24 世帯実施

参加者 35 名

※琴和町内会の琴和ちょぼら隊 37 名も

一緒に除雪を実施

3) 雪国らしい地域特産品の開発

雪国各地においては、雪を積極的に利活用した様々な地域活性化の取り組みが実施されており、雪の中で貯蔵した野菜や酒、雪国体験をテーマとした観光ツアー、雪国をイメージした民芸品など、雪の持つ特性や魅力を利活用した商品を開発しており、本町においても地域に自然にある・昔からある資源や魅力の発掘・再認識が、雪国こだわり商品の開発の一つの大きな契機となっていることから、官民共同による特産品開発事業等で地域に伝わる冬季の知恵や雪の特性を利用した生活文化等に着眼し、商品化の可能性を検討する。

4) 観光資源としての雪の活用

本町はスキーを楽しむ為に国内外から多くの観光客が訪れる、日本でも有数のスキーリゾート地である。また姉妹都市でもあるスイスのサンモリッツ市やカナダのウィスラーなどウィンターリゾートとして世界的に有名な地にも劣らず、他にはない良質なパウダースノーのスキーリゾートとして広く知られてきている。今後も観光資源としての雪を最大限に活用し、観光客の多様なニーズに対応した、観光メニューやイベントの充実を図る。

7. 雪対策を支える情報発信の充実

1) 関係機関と連携した除雪や路面状況の情報発信

除雪に関する情報は、町民にとっても必要な情報であることから、関係機関と連携しながら情報収集し、降雪情報やそれに伴った除雪出動情報、町内の交通情報などを、雪や除雪に関する総合的なホームページで周知するなどして、町民に広く情報発信する。また、その中で本町の除排雪システムの周知や冬の暮らしに必要なルールやマナーなどの啓発にも努める。

2) 冬の暮らしのPR

本町は、冬場のスキーリゾート地として宿泊滞在型の観光が定着し、国内外からの冬期間の従業員雇用が増大し、雪がもたらす雇用の創出の場になっている。また夏もコンドミニウム施設を活用した避暑地として長期滞在が増えてきている。今後、観光客の長期滞在や雇用創出を推進し快適な冬の滞在ができる魅力を伝えるPR活動を積極的に行い、長期滞在等の需要の掘り起こしを進める。

また町民の皆さん一人ひとりが、倶知安の顔として冬の倶知安の素晴らしさを再認識して、共に魅力を伝えていく取り組みを行う。

■基本方針の展開図

計画で提示した基本方針は短期（1～3年）、中・長期（4～10年）で達成するという目標を持って推進する。

目標	施策の内容	
	短期	中・長期
1 雪に強い安全安心なまちづくり	1) 冬期間の安全性と円滑な交通の確保 ③交差点の見通し確保 ④通学路の除排雪の充実 ⑤リゾートエリアの除排雪 4) 凍結路面对策	1) 冬期間の安全性と円滑な交通の確保 ①車道の除排雪 ②除雪基準／排雪基準 2) 流雪溝の活用 3) 道路除排雪の雪たい積場の確保
2 雪に強いまちづくり	5) 敷地内の雪スペースの確保・雪よせ場の確保 8) 廃屋・空き家対策	1) 冬期間の快適な歩行空間の実現（冬のバリアフリー） 2) 雪に強い街区ルールの形成 3) くっちゃん型住宅のすすめ 4) 除雪しやすい道路構造 6) 家庭用融雪施設の支援 7) 除排雪に関する体制の構築と人材の育成 ①効果的な除排雪の構築 ②除排雪機械の整備、充実 ③除排雪に関わる人材の育成 9) 消防機関との連携による防災体制の強化
3 雪害対策の推進	1) 豪雪時などにおける体制の強化 4) 地吹雪発生時による通行止め	2) 冬期間の避難場所・避難経路の確保 3) 吹きだまり対策の促進 5) ライフライン施設の確保等
4 雪と共生する冬の暮らしの促進		1) 環境にやさしい融雪システムの導入 2) 雪を学ぶ・知る機会の充実 3) 雪を楽しむイベントの促進 4) ウィンタースポーツの活性化 5) 雪をテーマとした倶知安町らしい芸術文化の振興 6) 冬の健康づくりの推進
5 多様な主体とのパートナーシップによる雪対策の推進	1) 除雪ヘルパー等の充実 2) 地域ぐるみの除排雪の促進 4) パートナーシップによる除排雪の充実 6) 冬期間のマナー啓発	3) 災害時住民支え合いマップ 5) 高齢者・障がい者等への雪処理支援
6 雪の恵みを活かした取り組みの推進	2) 雪を活かした交流機会の創出 ②除雪ツアーの受入	1) 雪氷熱エネルギーを活用した倶知安町の産業振興 2) 雪を活かした交流機会の創出 ①除排雪の先進地としての交流（シンポジウム・研修会） 3) 雪国らしい地域特産品の開発 4) 観光資源としての雪の活用
7 雪対策を支える情報発信の充実		1) 関係機関と連携した除雪や路面状況の情報発信 2) 冬の暮らしのPR